

主論文の要約

論文題目 功利主義による排斥の正当化プロセスの解明

氏名 玉井 颯一

論文内容の要約

学生の退学、社員の解雇、政治家の更迭など、集団から特定の人物を追放する排斥は、さまざまな社会的文脈において広く容認された制度的制裁である。本論文の目的は、特定の人物に不利益をもたらす処遇であるはずの排斥が、人間社会において広く容認、行使されている背景には、どのような心理プロセスがあるのか明らかにすることであった。

従来、排斥の対象となった人物は、強い心的苦痛（社会的痛み）を感じ、他者への攻撃行動や健康を害する行動などの不適応的な反応を示しやすくなると論じられてきた。さらに近年では、排斥の傍観者や行使者の心理プロセスにも焦点が当てられ、排斥を容認、行使する人物も、排斥された人物と同様に社会的痛みを感じていることが明らかにされている。これに対して、進化ゲームを用いた研究では、集団内の非協力者を排斥できる場合に、集団内の協力が安定的に進化することが明らかにされており、排斥が集団の利益を高めるための方略として用いられてきたと論じられている。それでは、排斥を容認、行使することに社会的痛みを感じるはずの人間が、なぜ排斥を受け入れているのか。この問いに対する回答は依然として得られていない。

本論文は、排斥を行使することの正当性を保証する刑法理論上の根拠に着目し、排斥がいかなる心理プロセスによって容認、行使されているのか明らかにした。特に、多数者に最大限の利益を提供すること（最大多数の最大幸福）を高く価値づける功利主義に焦点を当て、人々は功利主義に基づき排斥を容認、行使している可能性を検討した。さらに、功利主義が価値づける「多数者の利益の最大化」が、自分自身の利益を低下させることによって成立するような状況においても、人々は多数者の利益を増進させるような意思決定を行うのか検討した。従来、排斥は対人関係におけるネガティブな現象として扱われてきた。一方、本論文は、多数者に利益をもたらす場合、排斥は正当な処遇として評価されることを主張する点で高い新奇性をもつ。

本論文は、6章から構成される。第1章では、排斥を扱った先行研究をレビューし、問

題の所在を明らかにした。具体的には、先行研究の多くは、排斥の対象となった人物が経験する心理的痛みについて考察するのに留まり、排斥がいかんして生じ、容認されるのかについての考察が不十分であることを指摘した。また、排斥の行使者が、排斥することへの社会的痛みを感じながらも、集団の利益を高めるための方略として排斥の効果を認知的に計算しているという、従来の研究では着目されてこなかった新たなモデルを提案した。排斥の行使者の情緒的側面と認知的側面の葛藤が解消されるプロセスを解明することは、排斥が人間社会に広く見られる現象である理由を考察する上で、重要な手立てとなると指摘した。最後に、こうした問題点を解決することの理論的な意義について論じた。

第2章(研究1)では、排斥を制度的制裁として容認する心理プロセスを、刑法理論上の根拠との関連から検討した。より具体的には、実際に制度的制裁として容認されている排斥の一例として、学校教育場面における退学処分を取り上げ、制度的制裁としての排斥がいかなる根拠に基づく場合に容認されやすくなるのか、功利主義、応報主義、道徳教育論の3つの根拠に着目したシナリオ実験により検討した。その結果、排斥を制度的制裁として行使する根拠として、功利主義(多くの人々が利益を得るための手段として排斥を見なす)に基づく場合、応報主義(過去の罪への罰として排斥を見なす)や道徳教育論(違反者への道徳教育のための手段として排斥を見なす)に基づく場合よりも容認されやすいことが明らかとなった。この結果より、特定の個人に不利益をもたらす制度としての排斥は、「多数者の利益を保つため」という名目によって、人々から支持されている可能性が示唆された。また、実験デザインを変更した追試においても、同様の結果が得られており、本研究の知見が高い再現性を有していることが確認された。

研究1により明らかとなった、人々の功利主義への選好は文化を超えた普遍的な心理傾向なのか。この問いを明らかにするため、第3章(研究2)では、クラウドソーシングサービスを用い、多国籍サンプルを対象としたオンライン実験を実施した。Hofstede(2010)のインデックスを参照し、集団主義傾向が高いとされる4か国(インドネシア・ベネズエラ・バングラディッシュ・コロンビア)と集団主義傾向が低いとされる4か国(アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア)で生まれ育った人々を対象とし、研究1と同様の手続きにより実験を実施した。性別、年齢、所得、都市度(人口密度)を統制変数とする階層線形モデルを行ったところ、国レベルでは集団主義傾向の高低によらず、人々は功利主義に基づく排斥を、応報主義や道徳教育論に基づく排斥よりも支持しやすいことが明らかとなった。ただし、個人レベルでは、集団主義傾向の高い個人ほど、功利主義に基づく排斥を制度として支持しやすいことが示された。この結果より、人々の功利主義への選好は汎文化的に見られ、こうした心理傾向は集団の調和や集団として利益を享受することを重視する心理傾向と関連していることが示唆された。

第4章(研究3)では、個人が排斥の対象となる人物をいかにして決定しているのか、また、排斥の行使に伴う心理的痛みをいかに抑制しているのかについて、実験室実験およびオンライン実験を用いて検討した。なお本研究では、参加者にもたらされる利益と参加者が所属する集団全体にもたらされる利益が葛藤するジレンマ状況(e.g., 集団全体に多くの利益がもたらされる場合、参加者はわずかな利益しか得られない)における個人の排斥対象の決定過程を検討した。その結果、(a) 参加者にわずかな利益しかもたらさない人物だけでなく、集団全体にわずかな利益しかもたらさない人物も排斥の対象者に選ばれやすいこと、(b) 集団に多くの利益をもたらす人物を排斥の対象者として選択した時ほど、排斥後に生起する心理的痛みは強くなることが確認された。サンプルの属性やサイズを変更した追試においても、同様の結果が得られており、本研究結果の高い再現性が確認された。ただし、参加者にもたらす利益を固定し、集団全体にもたらす利益のみを操作した場合には、同様の結果は見られなかった。このことより、このように、集団全体の利益を増進することを目的として、排斥に伴う心理的痛みを抑制する正当化は、参加者の自己利益と集団全体の利益とが葛藤した状況においてのみ見られることが確認された。

第5章(研究4)では、個人が功利主義に基づき、集団全体の利益を獲得するための方略として排斥を評価している程度を測定するための心理尺度(排斥の正統性評価尺度)を作成し、その信頼性と妥当性を検討した。さらに、シナリオ実験を用いて、排斥の正統性評価尺度の得点が高い個人は、内集団成員に対する排斥までも容認してしまうのかを検討した。その結果、排斥の正当性評価尺度は、7項目1因子で構成されており、信頼性も十分な値を示すことが確認された。また、他尺度との相関において、予測通りの結果が得られており、基準関連妥当性も十分に高いことが明らかとなった。さらに、排斥の正当性を高く評価する個人ほど、集団内の特定の人物が排斥されることを容認する傾向がみられた。ただし、排斥の正当性評価が高い個人ほど、利他的なメンバーへの排斥を容認しにくいことも明らかとなった。これらの結果は、集団の協力を維持するという名目の下、個人は集団内の特定の人物の不利益を容認するほどまでに、集団内の協力を維持することに強く動機づけられていることを示唆している。

第6章では、以上4つの研究を整理し、本論文から得られる学術的な貢献と意義、限界点や今後の展望についての議論を行った。4つの研究結果より、個人は「多数者の利益のため」なら、特定の他者が不利益を被る処遇さえも、正当なものとして評価すること、そして、こうした心理傾向には文化的な差異は見られず、人々が国境や個人の価値観を超えた普遍的な心性として、功利主義への選好を備えている可能性が示唆された。ただし、本論文は、シナリオ実験を中心とした仮想的な状況における個人の心理傾向を測定するのに留まっており、現実場面においても、個人が同様の判断や意思決定を行うかは未検討

である。こうした問題点を考慮し、今後は、より生態学的妥当性の高いアプローチを用いて、人々がいかにして排斥を容認、行使しているのか検討する必要があることを考察した。このように、主に排斥の対象となった個人が心理的苦痛を感じることを明らかにしてきた従来の排斥研究に対して、人間がなぜ他者に苦痛を与える排斥を行使し、容認できるのかを説明する新たな知見を提供する本論文の着眼点は、高い学術的な意義と独自性をもつと考えられる。